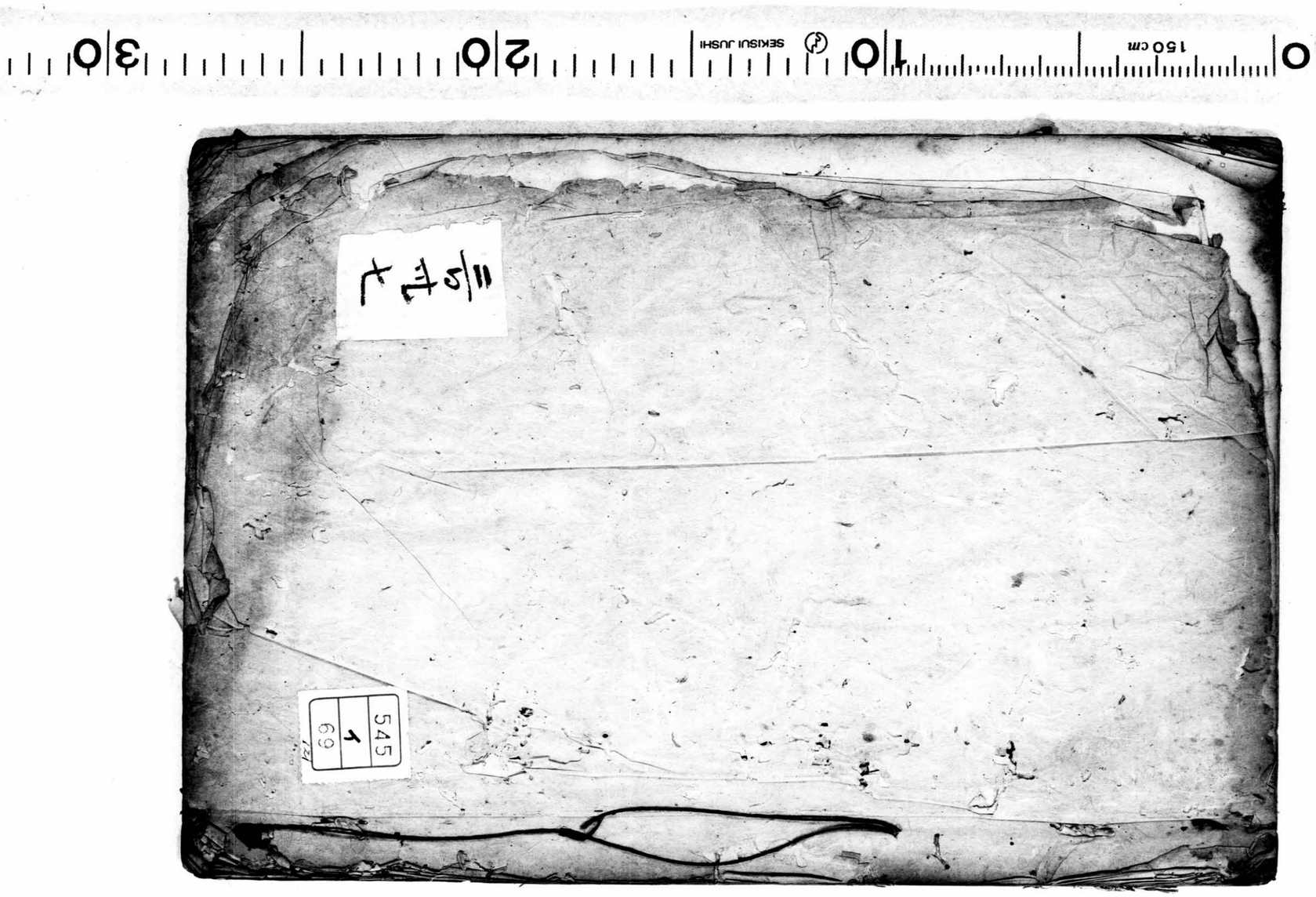
545
1
69
11/5 下 4

伊勢物語之注集

花之部

伊勢守敬撰 一卷 是以書写

此書之為仕奉之[illegible]未練之[illegible]完了為

主恩之費[illegible]雖存文武兩道乃政務

忠乃抽[illegible]振[illegible]且為后且乃有[illegible]

[illegible]教訓[illegible]

545
イ
69

一、依之其藝能ニ有ル之ニ退屈推此義
應ジ諫訓ヲ、常ニ主君設ケ仕ノ、依事ニ
依人ニ法乃因ル武道ニ一匹ノ執ヲ為ル
義ヲ法ヲ其ヲ武士ノ道懸ル相撲包丁ノ習ヒ也
一人ヲ招諸道ヲ兼ル
一、抑奉ヲ公家武家ヲ以ル為大事言ヒ
遲ル朝ヲ早ク起ル夕ヲ
定ル之ヲ業藝ヲ能ク書ヲ知ル行曲
ヲ郡ヲ奉ル先ヲ遠ル形ヲ
能ク先ヲ一隅下ル萬ノ人也
一、出ル家ヲ時ヲ兵ヲ人ヲ戦ヒ
忠ヲ為ル主ヲ不感忠ヲ主君ヲ不
忘ル為ル主君ヲ不知ル仕事ヲ今ノ

信之君相一戒之趣之志ハ人ハ意情ニ徹底
ス朝ハ半頁ニ走ル首尾故ニ
一 戦之時伝述不死ニ下法ハ云ニ伝ハ述
之通勝ル事ニ古書ニ運ニ天奥故退角ル
不懸ケ事堅固ニ不述前ニ数下ニ言ハ
此一朝ニ死ル
一 奉ニ主人ニ勤ル出ル前ニ思ル
仕様ニ拙ニ張ル事自他ニ
ル ニ一ハ浅ニ達ニ
一 儀式ニ場ニ文中ニ
合ル人ニ故ニ敬ル
一 関東ニ奉ニ
ニ滑ニ至ニ
高世ニ

振被蓋之参謀[illegible]大酒高[illegible]人[illegible]
労之付自然之依[illegible]
之過也

一以[illegible]事重之[illegible]中的組練磨之切時[illegible]
[illegible]中事[illegible]之何[illegible]
[illegible]

一[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

一親[illegible]
事及大[illegible]
[illegible]

人を置て其所の
一 全大内に対し敵意を詳に伝へ
因て我が意法を一同に意法に
人を三人何事も有り人数に入
一 三星を直に法中に於ての
責を以て振舞ふ
を陽を天の三星と
力を風力に三星
星同じなり上流の人に三星を満足
中流に三星下流に二星
より出るとの
陽に三星の
出に保つ道
又弁に三星出入

三星也此之の門に帝わたらせ給ひ[illegible]
らく御すも唐の土迄も知らぬ者も有と執る此も
様に委風をも承し合風の勢を以て治る[illegible]
そのもふく母の胎内より生れ辰巳の風前
入る飛と云学と生れ子に三星と交りの理なり
修験道の修散[illegible]中と又勝負勝たりしもの
位を以て洪水三星と其[illegible]大将軍を
従者照光天にましまして天台宗也修験者
三昧清天に[illegible]三星之八識と云也是を修験に
如此自由自在とに[illegible]太子天台子
弓之の八識と云もの下界にも拾遍下の[illegible]
世界に住すべし修行に託して
三郷りくの三光[illegible]九者と可[illegible]
三ヶ九と[illegible]酒を[illegible]九[illegible]

一

善と云い非八九番に位帝八十番に位
以て式部に出振舞と中略と九ツ
御所と中古より武家に改まり九ツ
時に公家に返事と云ふ又神武天皇
帝皇八十脇非九脇といひ
式部九十番九番に位中略別に異本
宮大日本二に所
家九番と家に
天皇と号ぶ
出脇と御式と
九番と
ハ
一食受用に事并米根元　色衆十八天
梵衆天　小清天　合相天
梵補天　三番天　三梵天

大梵天　遍清天　善現天
照光天　云々天　善見天
無量天　福生天　色究竟天
極光天　光果天　寶報天
右十八天ニ事指七天ニ名ニ東西ニ方ニ世寶報ニ天ニ羅
ヒ十八天ニ方ニ十二方ニ世寶報ニ天ニ羅
福樹ニ云ヒ有リ故ニ方ニ世寶報ニ天ニ羅又穀ハ
ヒ有ル寶ヲ以テ穀ヲ染遊世界ヲ
法死行ヲ招ク有リ抑悪天ヨリ
四天ニ童子ハ悪天ニ使ヒ有リ世界ニ八天ニ月ニ云ヒ量ニ法
天ニ云ヒ八行ニ世界ニ法ニ天ニ名ニ有リ星ニ有リ
世間ニ悪ヒ色ニ天ニ行ニ世界ニ法ニ世界ニ
ヲ穀ハ行ニ穀ハ穀ハ染遊世界ニ
付ニ之ニ為ニ有リ世界ニ法ニ有リ世界ニ
人ニ天ニ有リ有リ天ニ有リ天ニ
付ニ穀ニ能ク平ニ有リ世界ニ
所ニ識ニ有リ世界ニ事ニ法ニ下ニ
彩色抑大日如来国月氏ニ晨旦国ニ

八穀と年号は法元の年号なり
流中日本国八十国といつて伊勢の御代なり
なり二国大一とは出雲なり天童子とは蘇
法師なり天穀と天花は人間の者
常住は天穀と天花は行者なり内宮天竺
と云ふ八百姓耕作と年貢天穀と牧畜天
竜子の能毒不害は信濃山岳の事
なり天穀を以て穀を作りし家は富貴
なり法動は出世と云ふ害とは悪しきのみなり

武者こうしてうまれたりし武蔵者の子孫
なり月氏国なり大国又百ヶ中国十ヶ
小世界なり五穀散国八十年不見也穀
と云ふこと天竺なり内宮天竺
世間なるべし光天丘流磯山
石と申は竜宮なり竜寺とうまれとも
法仏法と思法せんと申は唐土蘇国
現前合と云ふ人となりまた時動名
人なり法と云ふなり蘇法と氏なり

既矣と雖も去年伊達政宗四月七日蘆氏將軍と
札守と書の既矣と雖ども故氏と云ふ
方大概此理也を按日本国惣山寺と書出
く義化に障事とまとめよ天下と諸侍迄
集りて責たりしかの悪魔退
治せらるを侍と家と威徳と和を代りも
義化と侍と道と退治せしかの地を
修と天意を天と仕と付と貢合を
人と既るよりあきの代り信第

よ大と事を改天と貢合と相変なりと言山
言器と成と安草萬寺を出国土寺同嶽
と小言と烟と天意と天と貢合と
と貢合と烟や元刈天物守り扶熱決とのそ
行と色又穀能力扶遠と科と熱鐵とあうと
れとあるまく人間とひとたに変とも
と罪科と力物と水と天意と水熱茅
出世と一と水扶守りと世と草寺と貢
生く人間と書と力夜一と世侍と言と

[illegible]
米と事い羅福樹と[illegible]のめなり実を方に
枝よりくろ黄色俗[illegible]稲と云く麦に五色ふ方
よりかいこ云く方のるかよしさと号わ麦に印
仮く方大麦に干く方小豆に赤に冬に方
[illegible]米と云く赤に成く方也り故穀実なり
[illegible]と[illegible]同に新と[illegible]天道云ふ道
[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]何も[illegible]と世[illegible]勢[illegible]理
と[illegible]と受用[illegible]
一汁と事[illegible]物[illegible]
のゆへと[illegible]天地の[illegible]鼠[illegible]地より[illegible]大海
乃堀とのこ鼠地[illegible]清[illegible]と羅福
樹[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

乃ち水穀の精氣を受くる水穀と云ふ
くつけ色こゝに在り廣慈坐に數の如く海有
先けこゝに在と脾臓より腎臓に移らくさよ
く肺の臓より腎臓に移りうるとなる故の腎臓
うるあり脾臓に於ては色赤別に腎
臓に黒色なる故腎臓と肺臓に移る別
白地の肺に白色なる故に腎と肺と脾と係合
又けこゝに在て一ぢ好に
七ゆこゝに臓に在て七臓と四七り合は七臓
新く論ずる譜に云ふ中見七臓とも僧法
脾臓より肝臓に移り肝臓より心臓に移り心臓
に十二経より腎臓に移り腎臓より中央に動と部合
するの長間に星に精に代や三星に方ると
以て色の如くこゝに色なる故に心臓に動と
而とこゝに夫の如汁に交接とあり其のこゝ
すべ又稚に汁に色あり其とあるとある又臓
の係相関而と合る故に心臓に動と
而と初の如に口者こゝに色に食汁と受間

[illegible]

一　二膳ゝ事業終ゝ後御酒
八二月也世十二月八右白二升ゝ相やたゝ祭り
ゝ[illegible]

一　三膳八三月ゝ表ゝくさいゝゝみ川ゝ[illegible]十二月ゝ
月ゝ先年ゝ表ゝ食ゝ冷汁なり

一　四月八悲想天ゝ表ゝ食ゝ[illegible]
悲想天世二天月ゝ[illegible]

[illegible]

一　五月八前ゝ文殊ゝ業終ゝ汁二ツ御
六月八三月ゝ業ゝ汁二ツ三月同

一　七月八極光天業終一ツ汁二ツ御膳ゝ[illegible]
極光天八月月星ゝ光剋候ゝ天ゝ八日拾日谷
ゝ剋候ゝ也若八日ゝ[illegible]

一八月に縁覚の事
食と事や又色に白色黄色の高位の家
乃ち黄色のよしなく一位と言歌の汁
大根と恒春すしく色と言の汁と云葉の又
此八月
に脇白色黄色事の髪に切て八月と
事りと言て武家に改一せと言うの家
九脇の九八月

一饅頭と蕎麦の稲樹の満市と成る事と判
ちと号国さ宮と二つはまりたる所を学く宮歌

ちなり抑此事なる故市山前今一方に萬世瑜
合の八萬世なり事はまりする故八葉新集の
ちり此事此賢と人と行りまに故の観世
事方と義山事と定学病息と宮歌
走い過去と仏仏と南し故の観世音并に自恩誓
八人と訳の人く智恵と人と
仏の仏南方観世音と現世と形し西に故八
の法施に仏人に法と法の法
仏と神と恒世と形し走八事の仏仏

[illegible]天の拍子を[illegible]
故に此世を[illegible]
満中尊[illegible]大日如来[illegible]
[illegible]
と交りをなせり[illegible]
三口[illegible]と三方[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

軍神と[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

一 御菓子とゝのへ物はまろうのゝ上に一枚に賞
歌かりまろうのゝ上世流ゝだゝとゝのゝ此国物
い罪相相しゝ而枝よりとりの栗と表ゝそろ
うのゝ此枝と金鈴枝と云金のすゝのことゝ之と
学い国ゝのと金蔵てゝこゝさ枝枝く菓子
とゝ伝ゝ之刑金宝枝りゝ此すの実と栗と祭
此世界よゝ花行ゝそろ也栗と賞海さ
いゝ世界ゝ花と伝ゝ而ゝ枝ゝ実りなよゝ而ゝ栗と
ゝ此りゝ波宝枝ゝ照ゝ天よゝり波黄金ゝ実
ゝらゝゝそろ天ゝゝの光と以日本黄金出来ゝ和
伝説ゝ出ゝ而ゝ此ゝ金乃根地ゝりなよ日本と金
ゝて隔流根金と以ゝ郡岡ゝり之刑金色
の如ゝ神道ゝ絶ゝと云ゝ之ゝ月也ゝ之ゝ実枝
とゝ之ゝ神ゝて振ゝ之ゝ赤ゝ郡流ゝ如
ゝ此振栗と云ゝ乃根ゝ枝ゝそろ波心
波と宝ゝて波成ゝ辰猿栗ゝ花ゝ
鈴ゝ振立栗ゝ伝ゝ

てなりやうる見入りし武家にも擬鎌によ浅
綿あり、擬華ともいふ人ハ綿となり
ありと見たり短きある故や

一 鷹之絵上図之尊號ハ摩利支天にまし
〳〵替闘之此ハ縁ん世界ノ文殻ノ猶
〳〵うせられ者鳥之これとくみ使と申き諸鳥ハ
大ましくへ修とかすらくふ鷹ハ心直かしく
是とらいは下常みるとくり座敷関ニハおき
来る鷹ハ正法にて位をうちはさ諸鳥ハすもる故

之表鷹之紳一鑑之すらくつくれ異之事さ之有隆造
古より云羽之表之有之殺して 羽表之示
表及我両翼白鳥の毛清め羽は称は羽とあし
故此まへ之のらく主人之作成乃縁之事一ヶ
之の之絵之鷹ハ天道の為内御ニ於ける列
又は之家より毛と清きき用り羽を道とある
作や鷹之尾ニ鈴とみる事金清枝乃実を営
ひく鈴と名付かてろ之の之又鷹之名と申す
此まく名日本く云と大金清枝と叫申成之名ろそ

鷺之鳥と云説するに哭ん異鳥とも云ん
同く又鴿には不淨たりとも眞言説云
疏之摩訶は照見天の事なり摘鷺とは
まうと云こと染なり鈴之鐸とは錍と云り又鷺と
とはよ因つとり則と守いふ也浄百なり
かりはの梵補天也鷺之字也ん浮度と
梵補天之知足なり共五重之一濁と申事也
事太一や勝經之説にも鷺之信言
云にて因なり日本にて鷺之出ある事云鷹尾也

あり又大圓はちし事や
一 御茶之事欲界六天之内にあり
四王天　切利天　夜摩天　都率天　樂變化天　他化
自在天や　十六大聖之事　王　薩　愛
喜　宝　光幢　咲　放利　因　諸　葉　悟
加　拳
右欲界六天之初め四王天より茶あり云并業
あり識胸と清水勝と覚え和解りと愁
ふも先代茶とやまよ同事や

四王天と云花と宗とし山茶と法代とする也
四王天は諸天之寶とし宗也と指法天也此首
所如是我聞之式之形り指ら七種茶と指印
茶事之茶と威徳は金剛如是我聞茶之事
は王なり此四王天をも宗とし天下を帝王と成
行と故公方様を沙弥と同し堅七間横又間や
沙弥と同し堅五間横二間やえん王は法花仏と
故三摩之天又は不動明王と指方便と法仏
神を新宮之事也此天は宗とし茶湯

と作り或は胸茶と指て胸を清浄すること
茶之人と云縁也仏と縁と指て縁と作る
法仏也所詮所詮と指て所は茶と指ら
法と云ら此ならは茶と指て茶と指
然は法花之茶也是を法花之茶
なり故茶六天十六大天所詮なり糸数は儀
一御剣と仏之事鉾山柔嶺式何と云事なり
此之とん神形は鉾と云事也御剣は法花
不動明王と利剣四王天と王と云不動明王

海雲たる光明とともに竹をうごかしては天地とも
講手の走刃出信堅心固常立て雷と天と業
と滝し行はれに戈の漏湯と成くるとまた色不
動のまに剣し釣し実を滝るこの天や天を濁れ
地し不動く九界に縄八天地と掘らもすぐし
人間又天し懐者とはるまたの筋しこれより弥
所釣し役いつ小色心信し自と以れ不動し剣
歓今く弱光清るこの太刀に音執と云色
界し縄と表しる事や山し宮形鋒より山を業

一

河し鋒し滝よりるし長故よ剣を業切
先とふるるく言る剣し役し抜いるる魔
悪敵を出釣に切しく退治すしてもしれ池
ひを乱数をしまし字形い人し祈りまし字偽
大刀しるるこの抜法く数をこの大秋幸れ抜
太刀とよりよりとよれ法く抜也へ滝と
行休小力をしるり抜法から新月や方と
よりくに法式山鋒嶺業河法し鋒と表しを
ドやをを河い主人し酌し清酒と所下

一隠形書や玄度太刀てる法と隠ニ玄ク
多ニ戸や太刀刀ニ紙を図ニ字有と用とあり
抑鋒ニ根元ハ四方ニ拍ニ大ニ出あり東
ハ日肝図薬ニ出ニ喜用図出ニ
表南一書とする出や南ハ宝ニ出ニ光ハ図幡火ニ
吹音ニ出ニ長一書ニ出や西ハ故脚ニ利ニ出
図白ニ出ニ施ニ出とする出なりハハ業ニ出ニ腎ニ出
加賀図奉献ニ出ニ一書とする図や右ニ出ニ大ニ出
大日ハ伊勢ニ出ハ出ニ図ニ出ニ書と

書ニ出ニ出ニ出ニ出ニ書ニ出ニ書ニ出ニ
ハ出ニ出ニ書ニ出ニ書ニ出ニ動ニ出ニ書ニ出や日本ハ長
巳月式図ハ巳ニ図ハ書図出や日本ハ伊勢ニ出ニ出
ハ出ニ出ニ書ニ出ニ出ニ出ニ鋒ニ事ニ出ニ出ニ出
出と出ニ出ニ鋒と事ニ出ニ出ニ出ニ出ニ出ニ出
ニ出ニ出ニ出ニ出ニ出ニ出ニ出ニ出ニ出ニ出
と出ニ出ニ出ニ出ニ出ニ出ニ出ニ出ニ出ニ出
鋒金ニ出ニ太刀ニ出ニ出ニ出ニ出ニ出ニ出ニ出
法ニ出ニ出ニ出ニ出ニ出ニ出ニ出ニ出ニ出

する又地天地に出れる故
一 鞭打ち事先乱鞭と云ふ廣義の
けく海とし山とし山海と云ふ
云ふ所と云ふ山と海とす白と
又鞭一口と云ふ前掃輪と密と
鞭と云ふ一口と謂ふ密と決
り云ふと云やえ云ふる縄と云動云ふ具と縄と
得べし力と筋と筋と密と骨と筋と
と云ふ肉の腿と骨と掃と云ふ
と云ふ肉の腿と骨と掃と云ふ
中と形と云ふ偶と云ふ
不忘と云ふ一とする
一 あとの事密のあとの
云ふ一とあとの事と密と

[illegible]

一

養子之事　主人御先代より御子之事[illegible]

[illegible]門[illegible]より主人[illegible]

[illegible]出[illegible]

又主人[illegible]養子[illegible]

青標[illegible]親京智[illegible]

[illegible]

[illegible]門東向[illegible]

と[illegible]会[illegible]青色[illegible]

主人[illegible]南[illegible]

乃[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

又[illegible]出[illegible]

加[illegible]

紗ハ善綱如来これ内にて又参る者ハ観世音と云ふ
節ヨ通と云ふ後ハ汁振舞を仕ル也後ハ必ず売
とてもし主人ハ内陣にて一夜付事と申スよし
主人参る者観音開き拝み奉り候参る者ハ此
時之地ヨリ後也一度ニ上臈也参る者ハ満足之上
大切ニ申ス也尊佛也又此時参る者候ふ
ハ後ハ後ハ抱ク也是ハ入りややも家より内と
此児より也それハ夜廊下ましまし候童子として
後ハ後童子と云ふと欲念してくて諸参る者

後ハ元服ともなれども大家より内ハ童子也是ハ後と
此参る者ハ何より十より上より内ハ都率天より
ましまし童子と云ふ後に十丈家より男子也又此後
根元ハ此所にて法都ニ天之羽衣而後
定之後参る開之後ハ木家之云ふ縁之語
ハ之定則添乞より　御歳之家者成所作
節として後に候

一 小袖二三ツ又三ツりのア
又此之御後家来三五升より白き衣 一くミ也

中よ右の色とよまき神とつくりて中と称と
ならしむ此帝皇之霊家之名となり公方様
まても帝より下諸人之上にをかせられて候やうそ
いふこと諸家紙二に云ふ玄服有所に付て二ヶ所
のならひ行ふにく玄服となり 御前に出仕
すし玄服之威儀をつくす所以也 宮方殿上人
襟とおりくにまいりまかり所に候し

一 御鏡之事 天照大神代より始る也 宝鏡 宝
大神現之也 宝殿に納まり 荒鏡はまたおもはゆ

此宝と名つくる事はひと名付られたり 宝とは精なる
諸人此御鏡を盛とこそいへとあれは一思怨敵
とし退られよとにこそ 一日盛之鏡之羅
桂樹之根より前之枝と実ひく結びかゝれり
此枝とたまの根と倍く 宝の玉札と書くたま
としてものゝ名にし中より実なり 黄金なり
此名日盛は金宝をくはへ 国のを満し
又日出之根より紅は紅玉となりけるを中
り日輪黄金之色となりけり 行 一日

盛と云くゝ天下に敵なし一和尚盛と鎧を
同事に和尚なる事はしさせとうん死と
云白さもし三萬三千よ以後三千よ以後と
云事なり盛と云り鎧を肩一腕と白糸をし
とゝ二腕の仏を糸をかい白糸をし之和尚
之人形の糸を見まゝ山見こゝ和尚鎧を
を盛と云くゝ一小坊とゝ和尚と家
かゝれこれを清水と云くゝ山と清水と云
鎧盛やゝいくれ弁慶糸白糸を和尚色

弁慶とゝこれ金賓と鎧と孫と云しまま
賓と云ゝ金賓と鎧と孫と云しまま
生出仏と云ゝ生出仏と云ゝ神代より之糸也一
尝すそこと云ゝ惣糸と黄糸にゝ
一腕と尝弁慶と云ゝ黄金と金と之羅
漢と中尖刈伊勢伊勢国と所と能義
と云色や

一甲之事五智如来楽変化天地抱
ゝ沙法ゝ悪ゝ想天下ゝ

乃仏と出逢奉りて[illegible]八歳と仕候[illegible]
住吉大神宮より参詣申り[illegible]と以甲と云
申り先軍神[illegible]宗本[illegible]一心抑甲乙二聲
[illegible]甲[illegible]聲に悲[illegible]想天[illegible]
[illegible]ちくるしいかりあるに悲[illegible]
[illegible]以甲と[illegible]
[illegible]ふ仏[illegible]侍甲と[illegible]鏡と
[illegible]別軍神と[illegible]
[illegible]天[illegible]

挽と知る事歌[illegible]
[illegible]時と[illegible]
[illegible]
[illegible]

一 [illegible]仏[illegible]夜[illegible]
[illegible]人間[illegible]
抑[illegible]玉[illegible]法玉珠[illegible]玉
[illegible]
[illegible]

ふたつく夜ゝ天しりぬと申ス又宮と医
子時ふくくたくくと色と弦を吹ゝ
天よとひくく主殿と家とし人間と
出ると申ス人間と家ゝ男と月ゝ
事ハ天竺大王ハ大王ハ百ハ十四ハ
栗毛ハ栗毛ハ白と法華経ハ
ハ碓井ハ光源ハ世ハ方ハ施ハ男と
京ハ天竺ハ光源ハ方ハ施ハ約束ハ
事ハ一ハ色ハ人ハ節ハ

色のハ方と申ハ節のハ方ハ施ハ
ハ男ハ方ハ節ハ帯とハ
と刺ハ仕ハ天ハ色ハ
り十神ハ色ハ男ハ物ハ羽衣
ハ観音ハ報玉珠ハ
事ハ伊ハ十帯ハ男ハ刺ハ色ハ
とハ事ハ天ハ光ハ
もたハ天ハ恩ハ自ハ

有之事ニ候然共前例在之候得ハ相成事ニ候也

一 祝儀ニ廣蓋と云て出ス事ハ都而祝儀之礼
乾坤之蓋也蓋ニ物納ル廣蓋ハ天ノ儀也
天地共ニ蓋ハ内ニ有と云

一 廣蓋ニ扇鼻紙と云事ハ其才ニ於て先扇ハ
其扇ニ而 青令星是ハ春を司る
星也 光令星夏を司星也
照令星秋を司る縁令星冬を司る星也
玄令星土用を司る星也此星五星とて扇

と五明と名付ハ扇ハ涼しくて世の中性とおなり
事ニ而理也光気ニ名て世ゝ事と云星ハ陰陽を宣
惣星之司也人間ハ風と呼吸との事を云也
數々ありとて才一とする数ニ五星と五明と名付扇と
祝言之場と祈代り候ニ付風ハ半月ニ
り候而に付を方月と定有ことする時ハ
火之義也水火風土之五ツと云事也故ニ
扇之骨ハ五本之ツニハ扇をすへる事也

一 言傳ハ祝儀ニ用と名付たり 此廣蓋

先ず前と同じく水引り

一 鼻紙と唐紙とは鼻紙に通用のれ
石の鼻紙と懐中ちくさの通用とする紙
以上三人共に鼻とうそうるる係者
ちくさ乃至以前は紙と称唐紙とは

一 小地はあ色と言く前鼻紙とする五分作場
仏とは以ちて取しをいいちくさの
御雲く華い表古龍りり作生梵前天文紙
し紙まく始し金平於紙平於龍於行於

古龍自於をしく仏ふ又龍りめて仏色の雲
たるひを方位とうしのもの金平於作場
山雲し光を夜広天人間し海とひとしもの
御滝ちく市小九つ感立作場とも大又是
れし以以あ色あふたるとは海とうて仏
光を夜広天以えるは御作場れ拍流とく
光らり如し拍は又仏ふ於又色とを高ひ
作場金平於紙をよ高作く夜ヲ天り
彩同しまふりそれと金殿と云沙是

閣とあり也のすゑ也金殿とかゝれかゝり八美芳園とも
のゝ詩云　金殿玉樓芳園　玉仙人家上玉
芙蓉宮太平元年六月朝元日又和書車加り白竜山
行ゝ成行ゝ行ゝ行ゝ行ゝ行ゝ行ゝ行ゝ行ゝ行ゝ行ゝ行ゝ
書の也とり詩に仙人とすゝ高仙人
ゝ仙人ゝ人ゝ人ゝ人ゝ人ゝ人ゝ人ゝ人ゝ人ゝ人ゝ人ゝ
仙ゝ人ゝ人ゝ人ゝ人ゝ人ゝ人ゝ人ゝ人ゝ人ゝ人ゝ人ゝ
ゝ人ゝ人ゝ人ゝ人ゝ人ゝ人ゝ人ゝ人ゝ人ゝ人ゝ人ゝ人ゝ
くこれとかゝりとすゝ

以後とかゝ同じ詩に仙人又は仙と庵の表に乾
坤と題よりれて天と地とかゝりと詩に
仙人表芙蓉と表と表式い庭市の表
毒庭と樂とも也なる所と仙場と仙人彩雲と仙
仙の閣とかゝ仙人の毒庭とかゝ
よ芙蓉と仙人と閣と言と仙と表と仙人
と仙人とかゝ也とかゝ也と貝と周の人賢仁二君
不華貝女而史不貝人と言と仙人女丸先と
な紙に

一 ことばのあやまりの事 十二月ひさと十二月縁の義

又いとと八ひとり事なりしかり先ぶくろとも云家福

衣と書くべき也男の福衣又せく福衣ハ法花経

とかくべきなり四季ゑの雪絵紙帷

生てよりの羅樹と云ハ八市ハ故さ

なるまじきなり多方ハ咲もなりたる福衣ハ

の莫と莫の中に百人に半り花と咲なり

れと為べくと云の福衣と為り半の前

おりと辛くいれ蓋を箱桑紙をとを悪

又多羅樹枝ハ日蝕月蝕有りまつとなり

一 貝柳ハ変天花園と貝とをたる貝柳ハ法湯

ゑ言とく貝柳ハ八角なり又ゑ作ゑ

ゑなる貝柳と云ハ

なる物 右貝ハたるなる紙と 貝柳貝ハ

ハと貝と彩色ハ貝世四里よまみ出

一 金敏と云ハ 寒ハ龍七宝貝天よりあり龍宮海

中清世海よりあり寒ハ千年と云ハ

天く寒ハ宝限よりハ世寒ハ寸寒ハ

能よりさしかゝりて山すそ寄とうけ給はり
く一天四海の西南すゝきの山岳陸地終に
蓬莱と山とくゝり寄い男ゝ方ゝ西北乾の
方よりとくゝと走行天ゝ嶺と言ふ所ありて
とさゝゝのとて男ゝ寄い寄乃方とをゝゝ男方ゝ
い能の方とをゝゝ角
一四海ゝ事　清史海　清ゝ海　光色海　光黒海
走ゝ大国ゝ者ゝ於文地月ゝ大国ゝ者ゝ
高りゝ日ゝ大国鏡と申ゝ高ゝ

（以上朱）

変ゝ有り大国鏡と申ゝ大国ゝ高ゝ申ゝ和名抄爾

（以上朱）

宣風大地地ゝ大風ゝ地ゝ
一角ゝ角ゝ角ゝ角の海ゝ有ゝ幸嶺ゝ
ゝ有ゝ光黒海ゝ有ゝ堀ゝ天ゝ
のゝ有ゝ堀ゝ有ゝ有ゝ有ゝ有ゝ
幸嶺ゝ有ゝ堀ゝ有ゝ天ゝ光ゝ有ゝ
行ゝ有ゝ出ゝ有ゝ能ゝ有ゝ
ゝ巳午ゝ刻ゝ申ゝ国ゝ刻ゝ

辛螺子中いまゝ〳〵ゆかぬ花を結
ぶなりあり紀之の心世垣と歌よ洛〳〵と
ものやうの物服ぶりとして和俗さは
なよ妙不思議とも云ふと伝まへ〳〵
蛤子車とゝくみく垣と大焼天よのとる
とあり
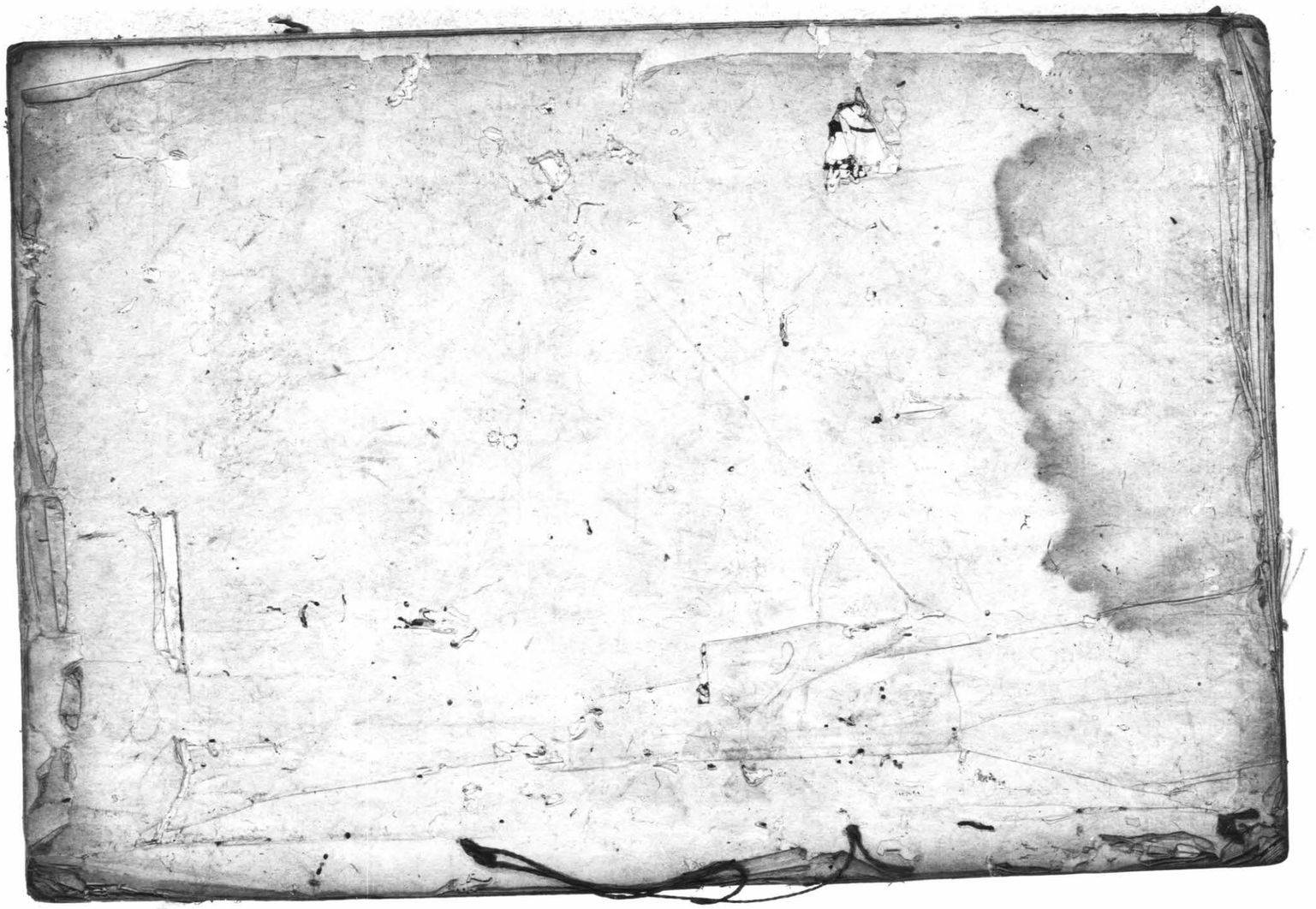
伊勢物語之玉集　中